

廃棄物対策課コーナー

ストップ「ポイ捨て」

「ポイ捨て」とは、煙草、空き缶、ペットボトル、包装紙など比較的小さなごみを、不法に捨てることです。

捨てるものが小さくても、犯罪行為であることには間違いありません。

捨てられた煙草が原因で火災が発生した事例、走行中の自動車から捨てられた空き缶が後続車にあたり、道路交通法違反の疑いで書類送検された事例もあります。

また、路上で捨てられたごみは、側溝に集まります。写真では、煙草の吸殻、フィルターが目立ちます。このようにポイ捨てされたごみの多くは、川を通り海に流れていきます。多くの大人が吸殻と一緒にマネーも捨てているのでしょうか？



側溝に集まった大量の煙草の吸い殻

廃棄物対策課 0920(53)6111

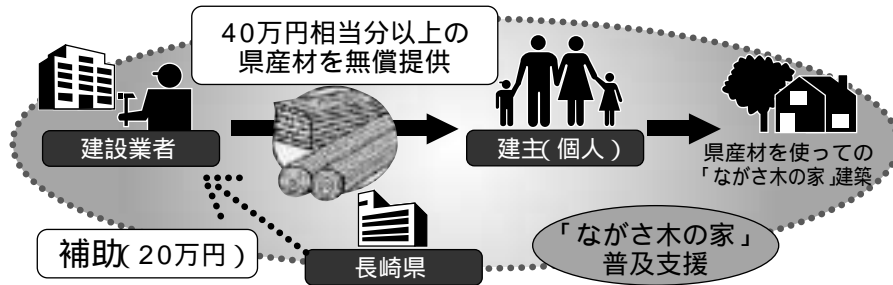
農林課コーナー

～「ながさ木の家」普及支援事業～

『地元で育った木材を伐り出して我が家の柱として使いたい』そんな方々の要望に応えるため、長崎県と工務店等が一体となって「ながさ木の家」づくりを支援しています。

「ながさ木の家」普及型

住宅を新築するにあたり、使用する木材のうち40万円（税別）に相当する数量以上の長崎県産材を工務店等が施主に対しプレゼントする場合に、県が20万円を工務店等に対し補助するものです。（木造軸組構法による戸建て住宅で、県が定めた条件を満たすことが必要です）



県産材利用促進型

県産材の使用割合が50%以上の木造軸組構法による住宅を建築する場合、工務店等が30万円（税別）に相当する数量以上の県産材を施主にプレゼントする場合に、県が工務店等に対し15万円を補助します。

県産材増改築促進型

既設住宅の木造軸組構法による増改築又は木材を使用する修繕・模様替えを50㎡以上行い、工務店等が30万円（税別）に相当する県産材を施主にプレゼントする場合に、県が工務店等に対し15万円を補助します。

【制度に関するお問い合わせ】 対馬地方局林業課 0920(52)0318 まで

●●● 9月15日～10月14日は「秋の農作業安全運動月間」です ●●●

秋の農繁期を迎え、農業機械を使用する頻度が増えてくると、農作業事故発生の危険性も高まります。

農作業事故は、トラクターなど農業機械の運転操作の誤りによる転倒や転落が多く、農地以外の道路や敷地内における発生や60歳以上の方の事故が目立ちます。

長時間の作業はこまめに休憩をとりながら行い、機械作業時には万一の事故に対処できるよう、2人以上で行うよう努めましょう。